

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から45年3月までの期間及び50年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年12月まで
② 昭和44年3月から45年3月まで
③ 昭和48年10月から49年3月まで
④ 昭和49年12月から50年3月まで
⑤ 昭和50年9月から51年3月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、各申立期間について未納との回答を得た。妻がA町役場で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月ごろから同年9月ごろまでの間にA町において連番で払い出され、申立人及びその妻とも36年4月1日までさかのぼって資格取得していることが確認できる。

また、申立人は、妻がA町役場で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳によれば、昭和40年4月から申立人が厚生年金保険の被保険者となる51年12月までの11年8か月の期間については、申立期間②及び⑤を除いて、申立人及びその妻の納付状況（保険料の納付年月日、申請免除年月日及び申請免除期間の保

険料を追納した年月日)は一致している上、申立期間②及び⑤についても、夫婦の生活状況に変化は無く、当該期間の申立人の保険料のみを妻が納付していないとは考え難い。

一方、申立期間①、③及び④は夫婦とも未納の記録となっているほか、夫婦が共に所持するカーキ色の国民年金手帳(昭和46年から49年ごろ発行)の昭和46年度から49年度の検認記録欄に、申立期間③及び④に係る検認印は無く、保険料を納付した妻も納付状況等の記憶が定かでない。

このほか、申立期間①、③及び④に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から45年3月までの期間及び50年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA町役場における資格取得日を昭和59年4月1日に、資格喪失日を60年4月1日に訂正し、標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から60年4月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。A町(現在は、B町)採用の講師としてA町立C中学校で勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B町が保管する人事記録から、申立人が申立期間についてA町立C中学校(以下「C中学校」という。)の臨時講師(A町採用)として勤務し、授業を週当たり20時間程度担当していたことが確認できる。

また、B町は、申立期間当時、A町採用の臨時講師の厚生年金保険の加入について不明としているが、同町が保管する人事記録、C中学校の同窓会名簿(教職員名簿)及びオンライン記録から、申立人の勤務の前年又は後年の期間に、申立人と同様の勤務形態で臨時講師(A町採用)として勤務していた同僚3人は、勤務期間のすべてにわたり、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認するのが相当である。

申立期間に係る標準報酬月額については、B町の保管する人事記録の給与月額の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B町

は資料等を廃棄しており、不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和49年1月16日、資格喪失日に係る記録を同年3月16日とし、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月16日から同年3月16日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。友人と社会保険完備と書いてあった新聞広告をみてA社に入社し、2か月程度、C業務に従事していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する在籍者名簿及び当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社では、「申立期間当時、当社では試用期間は設けておらず、採用したすべての従業員を厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していたはずである。」としている。事実、申立期間当時の昭和49年1月から3月までの3か月間における同社での被保険者資格取得者159人の2割強にあたる36人の被保険者期間が申立人の勤務期間と同様2か月以内と短期間であり、同社では、短期間のうちに退職した従業員であっても被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、A社の在籍者名簿により、申立人と同じく昭和49年1月16日に入社したことが確認できる従業員9人の年金記録を確認したところ、申立人及び申立人の友人で申立人と一緒に入社面接を受け、共にD部に配属となった同僚1人並びに在籍期間が8日間と極めて短期間の者1人の計3人を除く6人は

同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社における前述の申立期間当時の被保険者資格取得者 159 人に係る資格取得届出時期をみると、資格取得日の 1 か月以上後に届出られている被保険者が 2 割弱の 27 人みられるなど同社における届出事務に滞留がうかがえる。

これらのことから、同社では全従業員を厚生年金保険に加入させることとし、給与から厚生年金保険料を控除していたものの、申立人については被保険者資格取得の届出を漏らしたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人が入社した昭和 49 年 1 月 16 日に被保険者資格を取得した男性従業員の標準報酬月額から判断すると、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 1 月及び同年 2 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から同年4月2日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和43年4月20日にC市にあったD社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、48年2月に、同社の経営者が設立したA社B工場へ異動し、継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が中断していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、C市にあったD社で厚生年金保険の被保険者資格を昭和48年2月21日に喪失した後、A社B工場で同資格を取得する同年4月2日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時のA社B工場の同僚の供述から、申立人は、昭和48年2月21日付でD社からA社B工場へ異動となり、翌日にはA社B工場に赴任した後、申立期間において継続してA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、両社の各経理担当者は、「両社は同一人が経営する関連会社であり、人事異動も頻繁に行われていた。給与支給及び社会保険料控除は、所属先が担当する仕組みであり、空白期間が生じることのないように取り扱っていた。」と供述している。

一方で、D社の経理担当者は、申立期間当時のA社B工場の社会保険事務に関して、入社月の翌月に2か月分の保険料を控除したり、月中途退職者から退職月の保険料を控除したりといった不手際があったので、社長の要請を受けて、何度か当時のA社B工場の経理責任者に対し、指導を行ったことがあるとしている。

事実、オンライン記録により、A社B工場が適用事業所となった昭和36年1月以降、申立期間である48年4月までに、D社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、A社B工場で同資格を取得している被保険者31人(申立人を含む。)の記録をみると、申立期間当時よりも前の異動者は空白期間が生じることなく被保険者記録がおおむね継続しているが、申立期間当時に異動している申立人ら4人には1か月から2か月の空白期間が生じている。このうち当該空白期間についてA社B工場での勤務事実が確認でき、連絡の取れた2人は、いずれも当該空白期間において厚生年金保険料は継続的に控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年4月の社会保険事務所の記録から判断すると6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は、平成15年12月21日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から同年4月2日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和44年4月18日にC市にあったD社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、48年2月に、同社の経営者が設立したA社B工場へ異動し、継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が中断していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、C市にあったD社で厚生年金保険の被保険者資格を昭和48年2月21日に喪失した後、A社B工場で同資格を取得する同年4月2日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時のA社B工場の同僚の供述から、申立人は、昭和48年2月21日付でD社からA社B工場へ異動となり、翌日にはA社B工場に赴任した後、申立期間において継続してA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、両社の各経理担当者は、「両社は同一人が経営する関連会社であり、人事異動も頻繁に行われていた。給与支給及び社会保険料控除は、所属先が担当する仕組みであり、空白期間が生じることのないように取り扱っていた。」と供述している。

一方で、D社の経理担当者は、申立期間当時のA社B工場の社会保険事務に関して、入社月の翌月に2か月分の保険料を控除したり、月中途退職者から退職月の保険料を控除したりといった不手際があったので、社長の要請を受けて、何度か当時のA社B工場の経理責任者に対し、指導を行ったことがあるとしている。

事実、オンライン記録により、A社B工場が適用事業所となった昭和36年1月以降、申立期間である48年4月までに、D社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、A社B工場で同資格を取得している被保険者31人(申立人を含む。)の記録をみると、申立期間当時よりも前の異動者は空白期間が生じることなく被保険者記録がおおむね継続しているが、申立期間当時に異動している申立人ら4人には1か月から2か月の空白期間が生じている。このうち当該空白期間についてA社B工場での勤務事実が確認でき、連絡の取れた2人は、いずれも当該空白期間において厚生年金保険料は継続的に控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年4月の社会保険事務所の記録から判断すると6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は、平成15年12月21日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から59年3月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。20歳になったときに、父が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号は、申立期間経過後の昭和60年4月15日にA市において払い出され、同日に任意加入で被保険者資格を取得している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続き、保険料納付に一切関与しておらず、加入手続き等を行ったとする父も既に死亡しているため、詳細が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案 274 (事案 108 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から同年 11 月 13 日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の船員保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 42 年 9 月から 43 年 2 月末まで、A 組合所有の船舶に乗船していたことから、申立期間について船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人には、申立期間における船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情が無い上、同時期に乗船したとして氏名を挙げている同僚も乗船から 1 か月後に船員保険に加入しており、当時、1、2 か月程度の試用期間があったものと推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 3 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとの判断を行った旨の通知が行われている。

申立人は、同じ船舶に乗船し、一緒に船員手帳を受け取った当時の同僚 1 人に再度事実関係を確認してほしいと主張して、再申立てを行ったものであるが、当委員会では、当該同僚及び新たに連絡が取れた同組合における被保険者 2 人に照会したところ、申立人が同組合所有の船舶に乗船していたことは記憶しているものの、申立期間に係る乗船の事実及び船員保険料控除について具体的な供述を得ることはできなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間において、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 2 日から 33 年 8 月まで

社会保険事務所（当時）で確認したところ、A社での厚生年金加入記録が昭和 32 年 10 月 10 日から同年 12 月 2 日までとなっているが、同社には同年 10 月に入社した後、ひと冬越して翌年の盆前に退社したはずなので、同年 12 月以降の厚生年金保険記録が漏れているのではないかと思う。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は無く、これら関係資料から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する同僚のうち、連絡が取れた4人（申立人と同世代）に照会したが、いずれも申立人のことを知らないとしており、同僚の供述からも申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主の妻が保管している厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書の社会保険事務所への届出記録から、申立人は、昭和 32 年 10 月 10 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 2 日に喪失させる旨の届出がなされていることが確認でき、届け出られている申立人の被保険者期間は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも一致している。

加えて、事業主の妻は、従業員は入社又は退社と同時に、被保険者資格を得喪させており、その手続も速やかに行っていたとしている。事実、前述の4人の同僚に、勤務期間と被保険者期間の相違について照会したところ、供述の得られた3人はいずれも相違は無かったとしており、同人らが記憶している勤務期間とオンライン記録による同人らの被保険者期間は一致している。その上、上記の標準報酬決定通知書等の記録から申立人に係る社会保険事務所への得喪手続は、得喪日の当日あるいは近接日に行われていることが確認できる。

これらのことから、当該事業所の社会保険事務所への届出事務は適切に行われていたことがうかがえる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。